

『カルテ開示等診療情報提供システム』に関する 実態調査報告

< 報告 > …… 1

I 要旨 …… 1

II 実態調査を行った目的 …… 2

III 実態調査の方法 …… 2

IV 《個人情報保護法》等と実態調査表の集計より …… 3

V カルテ開示関連の費用 …… 7

VI カルテ開示の普及のために …… 12

< 実態調査表の集計 > …… 14

< 資料 > …… 22

「カルテ開示等診療情報提供システム」の現状に関する実態調査へのご協力のお願ひ …… 22

「カルテ開示等診療情報提供システム」の現状に関する実態調査表 …… 23

「カルテ開示等診療情報提供システム」の現状に関する実態調査表に回答をいただいた病院名一覧 …… 27

2010年5月
患者の権利オンブズマン東京

< 報告 >

I 要旨

患者の権利オンブズマン東京は、東京都、神奈川県（財）日本医療機能評価機構認定病院 291 病院に「カルテ開示等診療情報提供システム」の現状に関する実態調査表を送り、91 病院から回答をいただきました。この調査は日本医療機能評価機構認定病院を対象にしていることから、カルテ開示の体制については現在の我が国の病院・診療所のカルテ開示の一般的水準より高いと考えられます。

(1) カルテ開示の体制に関する回答は、①開示請求のための申請用紙がある（100%）、②診療記録の開示手続き等に関する規約（規定）を作成している（97.8%）、③開示請求の受付窓口を設置している（89.0%）、④診療記録の開示手続き等に関する説明文の掲示をしている（61.5%）、⑤診療記録の開示手続き等に関する患者向け文書を作成している（59.3%）でした。多くの病院が開示の体制を整えているものの、患者への開示手続きの情報提供はいまだ十分ではないことが分かりました。

(2) 過去 1 年間の開示請求件数（但し、複写請求があった件数を基準とし、閲覧請求のみの場合は除く）は、0 件が 8 院、1～9 件が 29 院、10～19 件が 16 院、20～29 件が 13 院と、29 件以下が 72.5%を占めていました。意外に開示請求が少ないことが分かりました。

(3) 開示請求が少ない理由として当会が着目したのは、①請求費用に病院間の開きが大きく、中には開示請求を断念せざるをえないほどの高額な病院もある、②開示請求の際に請求の理由を尋ねる（54.9%）、などです。このような対応は、カルテ開示による患者の知る権利の行使を妨げる要因になると考えます。

カルテ開示の普及のために、医療機関及び医療者に対しては、医療側にとってもカルテ開示は重要であることを理解し、カルテ開示に関する情報提供を積極的に行い、病院内の環境を整えるとともに、過重な負担なく開示請求に応じることができるようにするために解決すべき問題点については具体的に発信していくことを要望します。

また、国は、患者が容易かつ円滑にカルテ開示請求を行えるようにするためにカルテ開示に要する医療機関の労力・費用にも十分配慮した環境整備を行う必要があると考えます。そのために、カルテ開示等診療情報提供システムについて全国的な実態調査を実施することを要望します。

II 実態調査を行った目的

患者の権利オンブズマン東京は「患者中心の医療の確立」と「医療の質の向上」を目的とし、2002年12月に発足した市民団体です。医療・福祉分野における患者（家族）の苦情が、患者（家族）と医療・福祉関係者との誠実な対話を通じて、迅速適切に解決されるよう、ボランティアの相談員による相談・同行支援活動、オンブズマンによる調査点検活動を行っています。

個人情報保護法により、個人情報開示請求権が法定され、カルテ開示は広がっており、開示されたカルテを持参して相談に見える方も増えています。それにより患者（家族）と医療関係者との話し合いが円滑に進められていくと考えます。

III 実態調査の方法

調査表発送日：2009年11月11日

提出期限依頼日：2009年12月15日

送付対象：東京都、神奈川県

（財）日本医療機能評価機構認定病院

（2009年9月4日現在）

送付数：291（東京都186、神奈川県105）

回答数：91（東京都56、神奈川県35）

回答率：31.3%

（東京都30.1%、神奈川県33.3%）

調査表の項目は、NPO 法人患者の権利オンブズマンが2008年3月福岡県下の日本医療機能評価機構の認定病院160施設に対して実施した「診療記録開示の実施状況に関する調査」の項目を参考にしました。

当会は現在、東京都、神奈川県の2カ所で相談活動を実施していることから、上記

しかし、相談活動を通じて、カルテ開示請求に対する医療機関の対応の差が大きいことも実感しています。特に患者（家族）からカルテ開示請求の方法を質問されることが少なくなく、費用がかかりすぎて開示請求ができないと相談されることもあり、カルテ開示にはまだ壁があり、決してスムーズには進展していないと感じています。

そこで、患者（家族）との相談活動の中で、適切にカルテ開示の情報を伝えることができるようにするために、また、カルテ開示をさまたげている要因があるならばそれを解消する方策を考えていくために、今回、カルテ開示に関して調査表郵送方式による実態調査を行いました。

病院に調査表を送付する方法で調査を行いました。

日本医療機能評価機構の評価条件の項目には、「患者の知る権利を保障し、診療情報が患者と共有されている」「患者の請求に基づく診療記録などの開示に対応している」がありますので、回答をいただいた病院はカルテ開示等の体制、実績、情報等が整備されている病院であると考えられます。つまり、この調査は現在の我が国の病院・診療所のカルテ開示の一般的水準より高い水準を示していると考えられます。

多忙中、ご回答いただき、またカルテ開示に関する規定、患者向け文書、申請用紙等を添付いただきました病院のご協力に深く感謝いたします。

IV 《個人情報保護法》等と実態調査表の集計より

カルテ開示に関連する法令・ガイドライン等

- | | |
|--|---|
| <p>① 「個人情報の保護に関する法律」
(2005年4月1日)
以下、《個人情報保護法》と略す</p> <p>② 厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」
(2004年12月24日、2006年4月21日改正)、
「『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン』に関するQ&A(事例集)」
(2005年3月、2006年4月21日改訂)
以下、《厚労省ガイドライン》と略す</p> | <p>③ 厚生労働省「診療情報の提供等に関する指針」
「『診療情報の提供等に関するガイドライン(案)』に寄せられた意見について」
(2001年9月12日)
以下、《厚労省指針》と略す</p> <p>④ 世界医師会「患者の権利に関するWMAリスボン宣言」(1981年9月/10月、1995年9月修正、2005年10月編集上修正)
以下、《リスボン宣言》と略す</p> <p>⑤ WHO「ヨーロッパにおける患者の権利の促進に関する宣言」(1994年3月)
以下、《WHO宣言》と略す</p> |
|--|---|

1 開示の実態

1-1 開示の体制

《個人情報保護法》は、個人情報取扱事業者が保有する個人データについては、法定の非開示事由がない限り当該個人に対し開示しなければならないものとしています(法25条)。カルテ等の医療記録は、この個人データに該当します。

この他、上記の②③④⑤でも医療記録の開示についての原則や指針が示されています。

また、《厚労省ガイドライン》には、医療・介護関係事業者は、保有個人データの開示手順を定めた規定その他個人情報保護に関する規定を整備し、苦情への対応を行う体制も含めて、院内や事業所内等への掲示やホームページへの掲載を行う等、患者・利用者等に対して周知徹底を図るものとされています。



【開示請求のための申請用紙がある】

(100%)、【診療記録の開示手続き等に関する規約(規定)を作成している】(97.8%)、【開示請求の受付窓口を設置している】(89.0%)と、カルテ開示請求に対応する体制がほとんどの病院で整備されました(Q7)(Q3)(Q6)。

回答91病院のうちの87病院からは【開示手続きに関する規定等】【開示手続きに関する患者向け文書】【開示請求の申請用紙】のすべて、またはいずれかの添付がありました。

患者への開示手続きの情報提供に関しては、【診療記録の開示手続き等に関する説明文の掲示をしている】(61.5%)、【診療記録の開示手続き等に関する患者向け文書を作成している】(59.3%)、でした。今回の質問には入れませんでしたが、この他に患者向けとしてホームページにて手順等を示している病院もあります。

多くの病院が開示の体制を整えているものの、患者への開示手続きの情報提供はいまだ十分ではないことが分かりました。

1-2 開示請求件数・開示件数

【過去1年間の開示請求件数（但し、複写請求があった件数を基準とし、閲覧請求のみの場合は除く）】は、1～9件が29院、10～19件が16院、20～29件が13院で、29件以下が72.5%を占めました（Q15）。

開示請求に対する開示・非開示の割合は、【全部開示】96.4%、【部分開示】1.8%、【非開示】0.1%です。非開示の理由としては「第三者情報保護のため」、「必要な手続きを拒否されたため」という回答がありました（Q15）。

意外に開示請求が少ないものの、開示請求をすればほとんど開示されていることが分かりました。

2 開示請求の課題

2-1 費用が高い

《個人情報保護法》では、個人情報の開示にあたり一定の手数料を徴収すること自体は認められています。しかし、「実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において」という限定が付けられています（法30条2項）。費用が高いため閲覧やコピーを依頼できないという事態は、法令の趣旨に照らして、好ましくないと考えられます。

◆
閲覧料・コピー代・医師説明料等は、それぞれの病院でまちまちでした。また各種名目での費用が設定されていました。もっとも、〔閲覧、口頭による説明については無料とする〕と明記している病院も6院ありました（Q14）。（詳細はV章で）

相談会で、「費用が高くてカルテ開示請求ができない」という声があった病院の費用については、今回の調査表とは別に調べ、V章の最後に『参考資料』として付記しました。

カルテ開示にあたり一部の病院では高額な費用を請求していることが分かりました。

2-2 開示請求の理由を尋ねる（54.9%）

《厚労省指針》は、患者等による開示請求の自由な申立てを阻害しないため、申立ての理由の記載を要求することは不適切であるとしています。

◆
【開示請求の際に請求の理由を尋ねる】が50病院、54.9%でした。このうち、【申請書に記述してもらおう】が28病院、【口頭で聞く】が21病院でした（複数回答）（Q9）。

2-3 来院が必要（65.9%）

《個人情報保護法》には開示等の求めに応じる手続きを定めるに当たっては本人に過重な負担を課すものとならないよう配慮しなければならない（29条4項）とあります。

◆
開示したコピーを交付する方法を指定している病院が80.2%（73院）で、65.9%（60院）の病院が、申請者が病院に受け取りにくることを求めています（Q10）。

来院を求めるのはコピーに間違いがないか（請求どおりか）の確認と代金の徴収のためと思われます。ある病院では、原則は来院だが郵送も可とし、料金の振込みを依頼し振込みを確認した後、配達記録が残

る方法で郵送すること等を定めていました。このような柔軟な対応は望ましいと思います。

2-4 開示請求に応じる期間について制限を設けている (26.4%)

《個人情報保護法》では、開示対象データの保存期間等の限定は行われていません。カルテを現に保管している以上は、法定の保存期間を経過していること等を理由に開示を拒否することはできません。



【開示請求に応じる期間について制限を設けていない】が53.8%、【開示請求に応じる期間について制限を設けている】が26.4%で、【その他】が16.5%でした。

制限は明記していないが、開示対象期間をカルテの保存期間としている病院が多く、<5年>が23院ありました。<7年>が1院、<10年>が6院、<治療中であれば20年、死亡後は5年>という回答もありました。<カルテが保存してあれば年数は問わない>は5院でした。(Q13)

2-5 遺族・代理人からの開示請求

《個人情報保護法》が直接対象とする「個人情報」は、「生存する個人に関する情報」と定義されています(法2条)。**【遺族】**に対する開示については、法律が直接適用されるわけではありません。そのため、遺族に対する開示規定を設けなくとも直ちに違法の問題が生じるわけではありません。

しかし、《厚労省指針》は、医療従事者等は、患者が死亡した際には遅滞なく、遺族に対して、死亡に至るまでの診療経過、死亡原因等についての診療情報を提供しな

ければならないとし、遺族に対する診療情報の提供に当たっては、患者本人らに対する規定を準用すると述べています。さらに(遺族として)診療記録の開示を求め得る者の範囲は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者とする規定しています。したがって、遺族を請求権者から一律除外することは《厚労省指針》に反することになり、医療記録については、患者本人に対する開示も遺族に対する開示も、原則として同一に取り扱うことが求められています。この点は《厚労省ガイドライン》も《厚労省指針》の取扱いに従うこととしています。

【代理人】については《個人情報保護法》29条3項は、開示請求等は代理人によってすることができることと定め、同施行令8条は開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人として代理人の範囲に限定を加えていません。また、《リスボン宣言》は、「患者は、必要があれば自分に代わって情報を受ける人を選択する権利を有する」(7.e)と定めており、《WHO宣言》2.6は「患者は、誰であれ、自分に代わって情報を知らされる者を選任する権利を有する」と示しています。なお、《厚労省指針》では、患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずるものという限定がつけられていましたが、その後制定施行された《個人情報保護法》では代理人に何らの限定を加えていません。よって、《厚労省指針》を根拠に、代理人の範囲につき限定を加える措置をすることは今では法令違反となります。



開示請求の時に求める書類等の質問で、代理人、遺族からの開示請求にはどちらも

応じないという病院が1院ありました。その病院の開示請求件数はゼロです。また、遺族の請求に応じるが、代理人の請求には応じない病院も1院ありました（Q8）。

2-6 開示の対象データと方法

《個人情報保護法》の施行令（6条）は、開示の方法は、書面の交付による方法（開示の求めを行ったものが同意した方法があるときは、当該方法）とすると定めています。つまり、閲覧や口頭の説明だけでコピーを交付しないことや、「要約書」の交付で開示とすること等は、請求者が同意しない限り法令の趣旨にしたがった開示方法とはいえません。

また、《厚労省指針》では、開示の対象となる「診療記録」は「診療録、処方せん、手術記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約、その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録」と定義していることにふれながら、「保管中のすべての診療記録が対象になるものと考えます」と明記しています。



実態調査表に開示対象データの種類と開示方法について具体的に聞いた質問はありませんでしたが、「閲覧は認めていません」と回答した病院がありました。

また、1院だけですが、診療録のコピーはせず、原則「要約書」による、という病院もありました。診療情報開示の方法として「口頭説明、閲覧、写しにより行います。診療録は多くの第三者情報や医療従事者側の主観的情報が含まれておりますので複写はいたしません。原則「要約書」によるも

のといたします」と患者への説明と思われる文書に明記している病院がありました。この文書には診療情報提供を求めることができる時期としては、「患者さんが治療を受けている最中です。患者さんが転医する場合及び転院先の主治医が患者さんからの同意を得て求める場合を除き、治療中止後の診療情報の提供は出来ません」と書いてあり、同時に「治療中止後5年以上前の情報は開示対象外です」とありました。

2-7 非開示の理由の説明

《個人情報保護法》は、以下に該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことができるものとしています（法25条1項）。

- ・本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・当該個人情報取扱業者の業務の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・他の法令に違反することとなる場合

これに対して、《厚労省指針》では、
①診療情報の提供が、第三者の利益を害するおそれがあるとき
②診療情報の提供が、患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるときの2項目を非開示事由として定めています。

《WHO宣言》においては、「患者は、自分の医療記録や専門記録及び自分の診断、治療及びケアに付随するその他のファイルや記録にアクセスし、自分自身のファイル及び記録あるいはその一部についてコピーを受領する権利を有する。第三者に関するデータはアクセスの対象から除外される。」（4.4）と定められ、当該個人のデー

タである限り例外なく開示されるものとして
います。これは自己情報コントロール権
の趣旨に沿う考え方といえます。

また《リスボン宣言》は、「患者は、い
かなる医療上の記録であろうと、そこに記
載されている自己の情報を受ける権利を有
し、また症状についての医学的事実を含む
健康状態に関しての十分な説明を受ける権
利を有する。しかしながら、患者の記録に
含まれる第三者についての機密情報は、そ
の者の同意なくしては患者に与えてはなら
ない」(7.a)、「例外的に、情報が患者自
身の生命あるいは健康に著しい危険をもた
らす恐れがあると信ずるべき十分な理由が
ある場合は、その情報を患者に対し与えな
くともよい」(7.b)と定めています。

つまり、非開示できる場合を「情報が患
者自身の生命あるいは健康に著しい危険を

もたらす恐れがあると信ずるべき十分な理
由がある場合」と限定しています。

さらに、《個人情報保護法》では開示
しない旨の決定をしたときは、本人に対し、
遅滞なく、その旨を通知しなければならない
(法25条2項)とし、本人が求めた措置
と異なる対応をする場合は、本人に対し、
その理由を説明するよう努めなければなら
ない(法28条)としています。



前述のとおり、開示請求に対する非開示
の割合は、【全部開示】96.4%、【部分開
示】1.8%、【非開示】0.1%でした。非開
示の理由としては「第三者情報保護のため」、
「必要な手続きを拒否されたため」
という回答がありました(Q15)。

V カルテ開示関連の費用

カルテ開示の際に必要とされる費用に
ついては、実態調査表の質問項目(Q14)
にいれましたが、添付された【開示手続き
に関する規定等】【同患者向け文書等】【開
示請求の申請用紙】を読む中で、Q14で記
載した名目【閲覧料、コピー代、医師の説
明料】以外の名称で費用を請求している医
療機関も多いことがはっきりしてきました。
実態調査表にその他の費用を記入する
場所がなかった(質問がない)ため、実態
調査表の集計には反映しなかった費用で

す。

そこで実態調査表の集計報告とは別に
実態調査表への記載と【規定・患者向け文
書・申請用紙】の双方から費用についてピ
ックアップし、カルテ開示関連の費用(消
費税は適宜判断して含まない数字にしてあ
る)として報告します。なお、添付いただ
いた3点の文書の数、下記のとおりであ
り、資料として十分な数があると判断しま
した。

開示手続きに関する規定等	70病院が添付	○	○	×	×	×	×
開示手続きに関する患者向け文書等	50病院が添付	○	×	○	×	○	×
開示請求の申請用紙	83病院が添付	○	○	○	○	×	×
		40	30	6	7	4	4

○は添付有り、×は添付無し。3点とも添付ありは40病院と読む。

【紙コピー（白黒）】

- ・1枚10円：29病院、20円：32病院、30円：5病院、40-50円：17病院。
- ・最高額は1部5,000円（何枚でも）でこの病院は閲覧時の口頭の説明（医師か事務職かは不明）は15,000円。

【紙コピー（カラー）】

- ・把握できたのは9病院のみ。
- ・40-50円：3病院、100円：5病院、200円：1病院。

【フィルム等】

- ・コピー、CD、DVD等各種ある。大きさも数種類。枚数毎に加算する、2枚目からは安くするなど、様々。
- ・フィルムのコピーは実費としているものが7病院。
- ・1枚1,000円までが57病院、1,000円を超える費用を示しているのが11病院。
- ・六つ切（20.3×25.4cm）を1,500円、半切（36×43cm）を3,000円とした病院は、カルテを含めて閲覧は認めておらず、開示基本手数料として2,000円徴収。
- ・B4（約25×36cm）を2,500円、半切を3,000円とした病院は、CDは1,000円。

【要約書】

- ・実物の閲覧、コピー等以外に、診療記録の主要な内容を簡略にまとめた「要約書」を開示文書としている病院がある。把握できたのは16病院。
- ・3,000円：4病院、4,000円：1病院、5,000円：7病院、6,000円：2病院、5,000～10,000円未満：1病院、10,000円：1病院。
- ・10,000円とした病院の閲覧料は30分毎に3,000円で、開示請求件数はゼロと回答。
- ・コピーはせず原則要約書のみ病院がある。現物には第三者情報や医療従事者の主観情報があるのがその理由。

【医師の説明料】

- ・把握できたのは26病院。
- ・26病院について、医師説明料とその他（コピーと要約書は除く）の名目で請求している費用を併せて表としました。医師と明記していない面談料や説明料はその他に入れました。

	医師説明30分 まで	医師説明1時間 まで	医師説明 その他	その他の費用（コピー、要約書以外）
1	5,000円		30分毎5,000円	
2				閲覧30分毎事務員立会い500円、医師5,000円
3			5,000円	レントゲンコピー手技料1,000円
4	5,000円	10,000円	1時間超30,000円	閲覧立会い・事務手数料 3,000円
5	5,000円		15分増す毎1,500円	人件費2,500円 30分増す毎1,300円 *閲覧も含む
6		10,000円	30分超過毎に5,000円	謄写手数料 2,000円
7			3,000円	開示手数料 1,000円

8		5,000円		
9				面談料 15分 3,000円
10		5,000円		
11	10,000円	15,000円		閲覧料 1時間 5,000円
12	5,000円			閲覧料 30分毎 3,000円
13				閲覧口頭説明 15,000円
14	5,000円			
15			5,000円	閲覧料 300円
16	5,000円	10,000円	原則1時間以内	閲覧手数料 100円/100枚 複写手数料 20円
17	5,000円	10,000円		開示申請手数料 1,000円 閲覧 100円/100枚
18	無料	3,000円	以後30分毎3,000円	診療情報提供基本料 2,000円
19			10分 2,000円	手数料 2,000円 開示時間は原則1時間
20		5,000円		申し込みに関する事務手数料 1,000円
21	5,000円			開示手数料 2,000円
22			5,000円	申請基本料 5,000円
23			10,000円	
24		12,000円	30分毎に6,000円加算	手数料 3,000円
25				口頭説明 3,000円
26			3,000円	閲覧料 3,000円 開示手数料 2,000円

【閲覧】を1時間、【医師の説明】を1時間要求した時の費用を上記の表をもとに計算したのが下記の表です。ただし、費用の算定方法が明確でない点も多いのであくまで推定です。

	閲覧料	医師説明料	
1		10,000円	
2	1,000円		閲覧に医師立会で10,000円？
3		5,000円	
4	3,000円	10,000円	
5	3,800円？	8,000円	
6		10,000円	
7	1,000円	3,000円	
8		5,000円	
9		12,000円	医師の面談か不明
10		5,000円	
11	5,000円	15,000円	
12	6,000円		医師説明30分まで5,000円
13	15,000円		閲覧口頭説明料、医師か不明
14			医師説明30分まで5,000円

15	300円	5,000円	時間数不明
16		10,000円	閲覧手数料100円/100枚
17		10,000円	開示申請手数料1,000円、閲覧100円/100枚
18		3,000円	診療情報提供基本料 2,000円
19			12,000円 閲覧料か医師説明料か不明
20		5,000円	申込事務手数料1,000円
21			医師説明30分まで5,000円。開示手数料2,000円
22			医師説明5,000円。申請基本料5,000円
23		10,000円	医師の説明料か不明
24		12,000円	手数料3,000円
25			口頭説明、医師か不明3,000円
26	3,000円		医師説明か不明3,000円。開示手数料2,000円

【開示申請基本料等】

- ・ 開示請求の申請自体に費用を設定している病院が 19 病院。名目は「基本手数料」「開示手数料」「事務手数料」「開示申請手数料」「診療情報提供基本料」「申請基本料」「人件費」等。
- ・ 1,000円：3病院、2,000円：9病院、3,000円：2病院、5,000円：4病院、10,000円：1病院。

【閲覧料】

- ・ 閲覧料の有無は Q14 の 1) の質問項目にある。無料と回答した 62 病院のうち 21 病院は規約、患者向け説明文書のいずれかに、閲覧は無料である旨の説明がある。
- ・ Q14 の設問は「閲覧料」とした。「閲覧料」は無料だが、開示手数料等の名目で費用が徴収されると思われる病院がある。
- ・ 無料だが原則 30 分以内と時間制限を設けている病院がある。
- ・ 費用が把握できたのは、13 病院。
300円：2病院、500円/30分：1病院、2,000円：1病院、3,000円：4病院、3,000円/30分：1病院、5,000円：1病院、5,000円/1時間：1病院、10,000円：1病院、12,600円/1時間：1病院。
- ・ 有料とした病院のうち 3 病院は 100円/100枚、500円/100ページと設定。
- ・ 閲覧を認めていない病院が 1 か所。

『参考資料』 高額なカルテ開示費用（税抜き）

（１）A病院の規定

- ①面談料：3,000円
- ②退院時サマリー（コピー代）：3,000円／枚
- ③剖検記録：3,000円／枚
- ④診療記録（初月分）：10,000円（歴月を1単位として計算）
- ⑤診療記録（初月分より後、歴月毎に追加計算）：+1,000円／歴月
- ⑥X線フィルムコピー（デジタル）：600円／枚
- ⑦X線フィルムコピー（CDR）：1,200円／枚

◇例えば3回通院（1/10、1/20、3/1）のカルテを開示申請すると

- ・4月に全期間のカルテ開示を請求した場合。
10,000円（④1月分）+1,000円（⑤3月分）=11,000円。
- ・1月20日に1回目の開示請求（1/10の分）、4月に2回目（1/20と3/1の分）を開示請求。
（1回目）10,000円（④1/10の分）。
（2回目）10,000円（④1/20の分）+1,000円（⑤3/1の分）=11,000円。
2回の合計21,000円。

（２）B病院の規定

- ①口頭（30分）：10,000円
- ②閲覧（30分までの医師による説明を含む）：10,000円
- ③診療録等の写し：1枚につき100円
- ④画像の写し（フィルム）：1枚につき2,000円

VI カルテ開示の普及のために

1 カルテ開示の重要性

相談を通じて、しばしば遭遇するのは、患者・家族が病状、治療内容、今後の見通しなどについて十分に理解していないということです。

患者・家族が病気の状況、治療内容、今後の見通しと治療方法などを理解し、これを踏まえて医療者と共に適切に病気に立ち向かっていくために、カルテ開示は重要です。そして、患者が自分自身に関する情報を知りたいと考えるのは、患者の権利として当然のことです。

他方、患者の診療にあたる医療者にとっても、カルテ開示は好ましいことといえます。カルテ開示によって、患者と病状などの理解を共有化することで、正しく病気に立ち向かっていくことができるからです。このような共通の情報の認識と診療における共同により、医療者と患者の信頼関係は強固となります。

よって、カルテ開示は、医療内容に不信感を持った時にだけなされるものではありません。常日頃からの、診療に関する情報の共有、診療における共同と信頼関係の構築が大きな目的であり、カルテ開示が容易かつ円滑に行われ、普及していくことは重要です。

2 カルテ開示が普及しない要因

今回の調査からは、多くの病院が開示の体制を整えており、また、自由記載欄を見ると、開示担当者が誠実に対応する姿勢が見られました。他方で、患者への開示手続きの情報提供がまだまだ十分ではないことも

分かりました。

また、意外に開示請求が少ないことが分かりましたが、当会では、開示請求が少ない主な理由として、①費用が明確でなく（特に請求前には分かりにくく）、病院間の開きが大きく、中には開示請求を断念せざるをえないほどの高額な病院もある、②開示請求の際に請求の理由を尋ねる（54.9%）という2点に着目しました。

費用については、同じコピー代でも病院間で差が大きく、また各種名目での費用が設定されおり、「費用が高くてカルテ開示の請求ができない」という相談会での相談者の声の実態がはっきりしました。

開示請求の際に請求の理由を尋ねることについては、請求者の心理的な負担になることから、尋ねるべきではありません。先にも触れましたが《厚労省指針》は自由な申立てを阻害しないため、申立ての理由の記載を要求することは不適切であるとしています。ここには尋ねることについての適否は明記してありませんが、自由な申立てを阻害しないためという趣旨に鑑み、尋ねることも不適切といえます。

その他に、③カルテ等コピーの受け取りに来院が必要とされる（65.9%）、④開示請求に応じる期間について制限を設けている（26.4%）、⑤代理人・遺族による開示請求を認めない、⑥要約書で代替する、なども、運用の仕方によっては、カルテ開示を受けられないこととなり、患者の知る権利の行使を妨げる要因になると考えます。

3 医療機関への要望

カルテ開示の普及のために、医療機関に要望する事項は次の4点です。

①カルテ開示の重要性の理解

医療機関と医療スタッフ全員に、カルテ開示の重要性を十分に理解していただきたいと考えます。

②カルテ開示が容易になる環境の整備

開示費用が高額である、開示にあたって理由を尋ねるなど、カルテ開示を受けにくくしている要因があれば、《個人情報保護法》等の趣旨にそって、改めて下さい。

③カルテ開示に関する情報提供

院内の掲示やホームページへの掲載などによって、患者・家族に、カルテ開示という制度の存在、その重要性と手続きの仕方に関する情報を積極的に提供するように努めてください。

④医療側から見た問題点を指摘し、改善を

求めること

開示には時間と労力を要することは容易に想像でき、病院内だけで解決できない問題もあると思います。そうであれば、そのような問題を具体的に提起し、国民の理解を求めるとともに、国・地方公共団体に対して改善を求めていくよう要望します。

4 国への要望

国は、患者が容易かつ円滑にカルテ開示請求を行い、病院がそれに対応できるように、カルテ開示に要する医療機関の労力・費用等にも十分配慮した環境整備を行う必要があると考えます。

解決すべき問題点等を把握するためにも、国には、カルテ開示等診療情報提供システムについて全国的な実態調査を実施し、速やかにその環境整備につなげることを要望します。

<実態調査表の集計>

Q1 貴院について

特定機能病院	6	6.6%
地域医療支援病院	15	16.5%
その他	58	63.7%
無回答	12	13.2%
計	91	

Q2 診療記録の管理体制について

専任者を配置している	80	87.9%
専任者は配置していない	9	9.9%
無回答	2	2.2%
計	91	

Q3 診療記録の開示手続き等に関する規約（規定）を作成していますか

はい	89	97.8%
いいえ	2	2.2%
計	91	

Q4 診療記録の開示手続き等に関する患者向け文書を作成していますか

はい	54	59.3%
いいえ	36	39.6%
無回答	1	1.1%
計	91	

Q5 診療記録の開示手続き等に関する説明文の掲示をしていますか

はい	56	61.5%
いいえ	34	37.4%
無回答	1	1.1%
計	91	

Q6 開示請求の受付窓口は設置されていますか

はい	81	89.0%
いいえ	10	11.0%
計	91	

Q7 開示請求のための申請用紙はありますか

はい	91	100%
いいえ	0	0%
無回答	0	0%
計	91	

Q8 開示請求に際して、本人確認のための身分証明書などの提示を求めていますか

<本人の場合>

求める	86	94.5%
求めない	4	4.4%
請求に応じない	0	0%
無回答	1	1.1%
計	91	

<代理人の場合>

求める	89	97.8%
求めない	0	0%
請求に応じない	2	2.2%
無回答	0	0%
計	91	

<遺族の場合>

求める	88	96.7%
求めない	1	1.1%
請求に応じない	2	2.2%
無回答	0	0%
計	91	

Q9 開示請求の際に請求の理由を尋ねていますか

尋ねる	50	54.9%
尋ねない	41	45.1%
無回答	0	0%
計	91	

申請書に記述してもらう	28	53.8%
口頭で聞く	21	40.4%
その他	3	5.8%
計	52	

(複数回答あり)

Q10 開示にあたり診療記録のコピーを交付する方法を指定していますか

(患者本人が直接病院に取りに行くこと等)

指定している	73	80.2%
指定していない	18	19.8%
無回答	0	0%
計	91	

Q11 開示請求に対してどのように開示（又は非開示）決定をしていますか

開示請求があれば直ちに決定	3	3.3%
主治医の意見により決定	22	24.2%
会議にかけて決定	24	26.4%
その他	42	46.2%
無回答	0	0%
計	91	

院長決裁、もしくは会議を経て院長が決定は16病院

Q12 開示請求日から開示（あるいは非開示決定）までの期間を規約(規定)で決めていますか

決めている	61	67.0%
期限は決めていない	27	29.7%
その他	3	3.3%
無回答	0	0%
計	91	

14日、15日が、48病院

Q13 開示請求に応じる期間について制限を設けていますか

設けている	24	26.4%
設けていない	49	53.8%
その他	15	16.5%
無回答	3	3.3%
計	91	

Q14 開示に要する費用について

1) 閲覧料

無料	62	68.1%
有料	26	28.6%
その他	1	1.1%
無回答	2	2.2%
計	91	

2) コピー代・カルテコピー料金

無料	0	0%
有料	90	98.9%
無回答	1	1.1%
計	91	

コピー代・フィルムコピー料金

無料	1	1.1%
有料	84	92.3%
他	2	2.2%
無回答	4	4.4%
計	91	

3) 患者の求めにかかわらず医師の説明と開示をセットにしていますか

している	2	2.2%
していない	84	92.3%
その他	4	4.4%
無回答	1	1.1%
計	91	

4) セットにしている場合の医師の説明料

無料	2
有料	5

セットではない説明料が含まれていると思われる

5) 上記以外の手数料

なし	42	46.2%
あり	35	38.5%
無回答	14	15.4%
計	91	

Q15 過去1年間（2008年1月-12月）の開示請求件数について

（但し、複写請求があった件数を基準とし、閲覧請求のみの場合は除いてください）

1) 開示請求件数

0	8
1-9	29
10-19	16
20-29	13
30-39	7
40-49	6
50-59	4
60-69	3
70-79	1
80-89	0
90-99	1
100以上	1
無回答	2
計	91

- ・ 2008年度分（2008年4月-2009年3月）を回答した病院もある。
- ・ 開示請求の総数は、1886件。

2) 上記1) の開示請求にはどのような方が来られていますか

①本人あるいは代理人	1569件	83.2%
②患者の遺族	247件	13.1%
③その他	70件	3.7%
計	1886件	

3) 上記1) の開示請求に対する結果について

① 全部開示	1819件	96.4%
② 部分非開示	34件	1.8%
③ 非開示	2件	0.1%
不明	31件	

不明：31件（開示結果件数の記載のない回答が1病院31件あった）

4) 上記のうち、部分非開示の場合および全部非開示になった場合について、その理由をお選びください（複数回答可）

- ①部分非開示 第三者情報保護のため：4病院
 開示による治療困難などの不利益のため：4病院
 その他（医師の個人情報保護、医師の印影の不開示）：2病院
- ②全部非開示 第三者情報保護のため：1病院
 その他（必要な手続きを拒否された）：1病院

Q16 開示に関する苦情相談窓口を設置していますか

設置している	63	69.2%
設置していない	27	29.7%
無回答	1	1.1%
計	91	

Q 17 カルテ開示に関して苦情申出のご経験がありましたら、簡単な苦情の概要と処理結果についてご記入ください

- ・「第三者情報の不開示」については、可能な限り厳密に対処しています。このため、殴打によって受診したという訴えの方が、事後情報開示を求められた際に、殴打したとする相手を特定する単語(固有名詞あるいは相手との関係を示す語)は不開示になる旨説明をし、苦情をいわれたことがあります。診療録内容を訴訟の資料とする際の証拠保全を含めた法的手続きと個人情報開示制度の趣旨を説明し、納得してもらいました。

- ・手続きについての苦情(電話で回答してもらいたい等)

[対処] 当院の規定を説明し、申請書を提出いただきたい旨理解いただけるよう接する。

- ・開示について主治医(担当医)の了解がいる旨話したところ、そのことによりかなり抵抗された(開示の申請をしたという患者さんの個人情報を守ってほしい等)。

[対処] ひたすら低姿勢で納得いただけるよう説明する。

- ・担当医師との面談が御家族の希望でしたので、医師との日程調整がなかなかみあわず、時間が夜間になってしまい(苦情はありませんでしたが)、御本人・家族にお待たせしてしまった経験があります。

- ・届くのが遅い。コピーがかすれて見えない

[対処] 迅速に対応、再コピー等で対応

- ・カルテは患者のものであり、本日中に開示請求して他院へもっていくので、本日中にコピーがほしい。

[対処] 写しの交付については、医師への照会等の事務手続きがあるため当院規定上2週間以内に決定することとされている。なるべくお早めにご連絡するように努めるが、

本日中のお渡しは困難であることを説明した。説明を受け、その方は申出をされなかった。

- ・診療録のコピーでなく原本が欲しいと言われたケースがあった。閲覧は可能であるが、開示に関してはコピー(複写)を使用する旨を説明し納得していただいた。
- ・診療情報開示手数料について
- ・開示請求された文書に第三者の情報があるとして、一部開示と決定したところ不服申立があった。

[対処] 協議の結果、改めて全部開示と決定した。

- ・医師の字が汚くて読めない

[対処] 医師に確認し回答

- ・カルテ閲覧希望について手続きしないとすぐに見ることができない。

患者本人であるのに本人確認をしたり、手続きが必要

時間がかかること

[対処] 説明をしてご理解いただくようお願いをする

- ・当院の規定で開示請求者、回答者、開示という流れで対応している旨を説明させていただいたが、こんな面倒な手続きはおたくだけだ!と窓口で激怒され、その日は請求書を提出して帰られたが、後日、担当者の上司宛に電話をしてきておかしいと苦言を呈した。が、上司は当院のルールであることを再度説明し、ルールが変わらないことに音を立てて電話を切りました(先方が)。

- ・病院に行けば、直ぐに治るなど過度の希望・期待を持ち、その期待に沿えない場合もあるはずなのに、医師、医療従事者や病院に対し理不尽な(カルテ開示)要求をし続けるケースが多く見受けられます。

- ・当院は基本的に全開示としているので開示に関しての苦情の申し出の経験はありません。カルテ記載内容に関しては古い記録な

ので家族から事実関係について異なる見解からの苦情というか意見などいただく場合があります。

- ・カルテ開示ではないのですが、よく患者様から「他の病院からカルテを持ってくる様に言われた」という事でカルテ開示の相談が窓口にあります。「紹介状や診療情報提供書で問題ありません」という回答を最終的には他病院の方に確認をして手続きを取るので、各医療機関の医師や看護師、事務が資料提供というものに対して認識していただきたいと思っております。

Q18 自由記載欄(カルテ開示に関して現在の問題点や改善点等)

- ・何か問題点があればご指摘ください。
- ・自分のデータを保存しておくためにという理由が増えている(写真のアルバムのような感覚で開示請求をする)。
- ・種々の医療記録の内、MSWの相談記録や精神科インテークの記録等には家族や知人の個人情報に加え、患者からの主観的評価を多く含むため、外部に流出してはならない情報です。とりわけMSWの記録は診療録とは別に保管し、当該職種以外には院内でも閲覧不可としていました。極めて高度の守秘義務の必要な職種が信頼性を失わずに済むよう、こうした記録は診療情報提供制度の対象外にあるものとして、明示された除外例とされなければならないと考えています。この件はMSWという職種にとって死活の問題とあってよいと思います。
- ・個人情報保護法に則しながらも、できる限り手続きを簡略・明瞭にできるよう昨年度、規定(要綱)を改正した。
- ・医療に関する開示要望は殆どありませんが、ご逝去された後の遺産相続に係る問合せがたまにあります。家族間の問題に医療機関

が巻き込まれることに迷惑を感じます。医療費の支払いについても相続が解決したらという家族もあり、未集金に繋がる不安もあります。

- ・電子カルテの開示についてはペーパーによる出力で対応しているが情報量が膨大になり処理に苦慮している。
- ・当院は夜間・休日を問わず患者様を受け入れる病院ですが、当直医が大学からの週1回の医師であったり、派遣医師であったりする為、面談を希望される場合は日程調整に時間をとられてしまいます。最近はメディアの影響か以前よりも自分の体調・病気に過剰に心配される方も増えてきており、医師もその対応に苦勞しております。現在のところ大きなトラブルはありませんが、当直を連続して行う医師も増加しており、医療ミスにつながるような現在の医療体制に病院としても危惧しております。また、コンビニ感覚で利用される患者様も増えており、本当に医療を必要とされる患者様が救急車で搬送され受け入れに時間がかかったりする等現状です。医療に接しておりカルテからは見えてこない背後の原因・様々な問題はどこで解決すればいいのかと思います。
- ・電子カルテに移行し紙から電子媒体に変わったことにより、開示時の紙の分量が増加。また、フィルムは現物(複写)でなく、データを記録したCD-ROMなどをお渡しすることに作業フローを変更。これらに対応する料金設定等を課題としております。
- ・精神科ではカルテ開示が目的でなく、症状が悪化して求める人がいる(症状が落ち着くといってこなくなる)。その時々への対応が大変である。
- ・以前の紙カルテから電子カルテへの時代の移り変わりにより、患者さん側がわかりづらいカルテになっている(1日ごとの処置内容や

注射が明確になりづらい)。紙に出力しても入院や外来通院期間により何百枚にもなり、事務の負担やコストの増大につながっている。

- カルテ開示の本来の目的でない申し出もたくさんある。病院と患者側との相互理解を深める事が目的であると思う。
- 診療記録の精査と監査を行うことが適切な記録開示のために必要であり、また医療の質向上につながるものと考えている。
- カルテ開示の料金はコピー代等実費負担のみなので、作業量に対して費用が安い。
- 退院後や外来通院終了後に診断書や紹介状が必要となった時、情報開示請求によらなければ請求できないと思われる患者(家族)がいる。情報開示に関する広報活動を定期的に行う必要性を感じている。
- 「カルテ開示」という言葉が一人歩き？して本来は紹介状(診療情報提供者)の請求と

してスムーズに進むケースが、「カルテ開示を希望します」と依頼にこられて、カルテ開示の手続き案内している途中でわかることが5割程度あります。

- 現状のカルテ記載は開示目的になされていないわけではないので、患者に開示目的を伺いながらいっしょにカルテを見る、説明をするなどしています。必要のある場合正確を期するために、医師や看護師などから補足をするようにしています。しかし、患者さんの開示要求をみたとつ、医師や看護師も記載しやすく、かつ正確な記録をするためには、多大な労力が必要でもう少し医療体制が充実するといっていると思います。
- カルテの開示に関して料金は一律にするべきだと思います。カルテ開示に応じている医療機関には行政が介入してその理由が妥当性があるものか、確認をすべきと考えます。

<資料>

「カルテ開示等診療情報提供システム」の現状に関する
実態調査へのご協力のお願い

各 位

2009年11月11日

患者の権利オンブズマン東京
幹事長 谷 直 樹
事務局：160-0003 東京都新宿区本塩町 7-6
四谷ワイズビル1階 谷直樹法律事務所内
電話 03(5363)2052 FAX 03(5363)2053
<http://www.kanjakenri.com>
連絡先： 副幹事長 木下 正一郎
東京都練馬区北町 2-29-13 森ビル2階
きのした法律事務所
電話 03(5921)2766 FAX 03(5921)2765

当会は、「患者中心の医療の確立」と「医療の質の向上」を目的とし、2002年12月に発足した市民団体です。医療・福祉分野における患者(家族)の苦情が、患者(家族)と医療・福祉関係者との誠実な対話を通じて、迅速適切に解決されるよう、ボランティアの相談員による相談・支援活動、オンブズマンによる調査点検活動を行っています。

個人情報保護法により、個人情報開示請求権が法定されたことより、「カルテ開示」は広がっており、開示されたカルテを持参されて相談に見える方も増えております。また、それにより患者(家族)と医療関係者との話合いが円滑に進められていく印象を持っております。

しかしながら、相談活動を通じて、各医療機関による対応の差が大きいことも実感しており、今回、現状を知るために実態調査をさせていただきたくお願いする次第です。

なお、当会は現在、東京、神奈川の二カ所で相談活動を実施しておりますので、東京都・神奈川県下の(財)日本医療機能評価機構認定病院(300弱)にアンケートへのご回答をお願いすることと致しました。

アンケートご協力の有無とご回答は『調査報告書』として公表いたす予定であり、ご協力いただきました皆さまにも送付させていただきます。

ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、2009年12月15日までにアンケートにご回答いただき、関係書類とともに、同封の返信用封筒にてご返送下さいますようお願い申し上げます。なお、返送する書類がA4用紙にして5枚以上になる場合は、恐縮ですが返信用封筒の切手の下に「不足分受取人払い」とご記入いただきたくお願い致します。

ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

以 上

<資料>

「カルテ開示等診療情報提供システム」の現状に関する実態調査表

記入方法 * a. b. 等の選択肢： 該当する項目一つに○をお付け下さい。

* ()： 具体的にご記入をお願いします。

Q 1. 貴病院について 病院名 ()

a. 特定機能病院 b. 地域医療支援病院

c. その他 ()

Q 2. 診療記録の管理体制について

a. 専任者を配置している その人数 () 名、うち診療情報管理士 () 名

b. 専任者は配置していない

Q 3. 診療記録の開示手続等に関する規約（規定）を作成していますか。

a. はい b. いいえ

※ a の場合、調査表返送時に開示規約（規定）のコピーを1部同封ください。

Q 4. 診療記録の開示手続等に関する患者向け説明文書を作成していますか。

a. はい b. いいえ

※ a の場合、調査表返送時に説明文書のコピーを1部同封ください。

Q 5. 診療記録の開示手続に関する説明文の掲示をしていますか。

a. はい(その場所) b. いいえ

Q 6. 開示請求の受付窓口は設置されていますか

a. はい(その場所) b. いいえ

Q 7. 開示請求のための申請用紙はありますか a. はい b. いいえ

※ a の場合には、調査表返送時に申請用紙の書式のコピーを1部同封ください。

Q 8. 開示請求に際して、本人確認のため身分証明書などの提示を求めていますか。

<本人の場合>

- a. 求める（提示するもの） b. 求めない c. 請求に応じない

<代理人の場合>

- a. 求める（提示するもの） b. 求めない c. 請求に応じない

<遺族の場合>

- a. 求める（提示するもの） b. 求めない c. 請求に応じない

Q 9. 開示請求の際に請求の理由を尋ねていますか

- a. 尋ねる b. 尋ねない

※ a の場合、尋ねる方法は

1. 申請書に記述してもらう 2. 口頭で聞く 3. その他（ ）

Q10. 開示にあたり診療記録のコピーを交付する方法を指定していますか（患者本人が直接病院に取りに来ること等）。

- a. 指定している b. 指定していない

※ a の場合、どのような方法を指定していますか

（ ）

Q11. 開示請求に対してどのようにして開示（又は非開示）決定をしていますか。

- a. 開示請求があれば直ちに決定 b. 主治医の意見により決定
c. 会議にかけて決定（どのような会議体ですか）
d. その他（ ）

Q12. 開示請求日から開示（あるいは非開示決定）までの期限を規約（規定）で決めていますか。

- a. 決めている（その期間 日以内） b. 期限は決めていない
c. その他（ ）

Q13. 開示請求に応じる期間に制限を設けていますか。

- a. 設けている（最後の診療から 年以上） b. 設けていない
c. その他（ ）

Q16. 開示に関する苦情相談窓口を設置していますか

- a. 設置している (その場合担当者の職名)
- b. 設置していない

Q17. カルテ開示に関して苦情申出のご経験がありましたら、簡単な苦情の概要と処理結果についてご記入下さい。

Q18. 自由記載欄 (カルテ開示に関して現在の問題点や改善点等)

ご回答くださいました方の職名・職位 ()

後日問合せが必要な場合に備えて、ご記入ください。

なお『調査報告書』は下記のお名前の方宛に送らせていただきます。

担当者のお名前 ()

連絡先部署名 ()

電話番号 ()

御協力ありがとうございました。

＜資料＞「カルテ開示等診療情報提供システム」の現状に関する実態調査表に
回答をいただいた病院名一覧

地域	病院名	地域	病院名
東京都	墨田中央病院	東京都	竹川病院
東京都	青梅成木台病院	東京都	社会保険中央総合病院
東京都	南町田病院	東京都	城西病院
東京都	三楽病院	東京都	東京都保健医療公社 多摩南部地域病院
東京都	東京都保健医療公社 多摩北部医療センター	東京都	青梅市立総合病院
東京都	東海大学八王子病院	東京都	東京都立大塚病院
東京都	せんぼ東京高輪病院	東京都	木場病院
東京都	日本歯科大学附属病院	東京都	平川病院
東京都	東京都保健医療公社 東部地域病院	東京都	東京都立神経病院
東京都	三愛病院	東京都	東京都立墨東病院
東京都	労働者健康福祉機構 東京労災病院	神奈川県	さがみリハビリテーション病院
東京都	東京都保健医療公社 大久保病院	神奈川県	聖隷横浜病院
東京都	西葛西井上眼科病院	神奈川県	湘南泉病院
東京都	東京都リハビリテーション病院	神奈川県	相模台病院
東京都	南台病院	神奈川県	七沢リハビリテーション病院脳血管センター
東京都	小豆沢病院	神奈川県	日立製作所 日立横浜病院
東京都	初台リハビリテーション病院	神奈川県	横須賀市立市民病院
東京都	公立阿伎留医療センター	神奈川県	藤沢市民病院
東京都	神尾記念病院	神奈川県	湯河原厚生年金病院
東京都	佐々木研究所附属 杏雲堂病院	神奈川県	神奈川リハビリテーション病院
東京都	東京医科歯科大学歯学部附属病院	神奈川県	曾我病院
東京都	久米川病院	神奈川県	秦野厚生病院
東京都	田園調布中央病院	神奈川県	茅ヶ崎市立病院
東京都	東京医科大学八王子医療センター	神奈川県	松島病院
東京都	東京逋信病院	神奈川県	厚木市立病院
東京都	東京武蔵野病院	神奈川県	神奈川県立精神医療センター 芹香病院
東京都	杏林大学医学部付属病院	神奈川県	横浜新緑総合病院
東京都	順天堂大学医学部附属順天堂医院	神奈川県	神奈川県立足柄上病院
東京都	国立がんセンター中央病院	神奈川県	横浜市立市民病院
東京都	木村病院	神奈川県	小田原市立病院
東京都	救世軍ブース記念病院	神奈川県	昭和大学藤が丘病院
東京都	株式会社東芝 東芝病院	神奈川県	神奈川県立循環器呼吸器病センター
東京都	日の出ヶ丘病院	神奈川県	東海大学医学部付属病院
東京都	立川相互病院	神奈川県	渋野辺総合病院
東京都	NTT東日本関東病院	神奈川県	横浜市立大学附属市民総合医療センター
東京都	東京衛生病院	神奈川県	聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院
東京都	立正佼成会附属 佼成病院	神奈川県	済生会横浜市南部病院
東京都	伊藤病院	神奈川県	愛光病院
東京都	西東京中央総合病院	神奈川県	厚生農業協同組合連合会 伊勢原協同病院
東京都	東京都立駒込病院	神奈川県	神奈川県立がんセンター
東京都	東京厚生年金病院	神奈川県	戸塚共立第1病院
東京都	立川病院	神奈川県	鶴巻温泉病院
東京都	野村病院	神奈川県	横浜市立大学附属病院
東京都	三井記念病院	神奈川県	国際親善総合病院
東京都	関東中央病院	神奈川県	菊名記念病院
東京都	東京都立府中病院		

『カルテ開示等診療情報提供システム』に関する
実態調査報告

2010年5月31日 発行

発行者 谷 直樹

発行所 患者の権利オンブズマン東京

〒160-0003

東京都新宿区本塩町7-6 四谷ワイズビル1階

谷直樹法律事務所

TEL : 03-5363-2052 FAX : 03-5363-2053

URL <http://www.kanjakenri.com/>
